

(陳受20第10号)

「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書の提出に関する陳情

受理年月日

平成20年8月27日

陳情者

豊島区池袋3-1-2 光文社ビル6F  
特定非営利活動法人 ワーカーズコープ  
代表理事 永戸 祐三

#### 陳情の要旨

今、地域のさまざまな課題を解決するため、行政だけでなく、住民自身の力に大きな期待がかかっています。そのような中で、地域に密着した公益性の高い活動が、NPO（特定非営利活動法人）、協同組合、ボランティア団体などによって事業展開されています。

この一つである「協同労働の協同組合」は、協同組合に参加する人すべてが、協同で出資し協同で経営し協同で働く形をとっており、「働くこと」を通じて「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す」活動を続けています。全国には「協同労働の協同組合」の理念で活動している人は、わかっているだけで3万人おり、事業規模は年300億円程度に上るとされています。事業内容は、介護・福祉サービスや子育て支援、オフィスビルの総合管理など幅広く、企業で正規に雇用されない若者や退職した高齢者が集まり、働きやすい職場を自分たちでつくり、フリーターや「ワーキングプア」の受け皿としても期待されています。

しかし、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。

既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されています。日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、1万を超える団体がこの法制度化に賛同し、また、国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制度化の検討が始まりました。

だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方を目指す「協同労働の協同組合」は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることによって困難を抱える人々自身が、社会的連帯の中で仕事を起こし、社会に参加する道を開くものです。

よって、貴市議会におかれましても、「協同労働の協同組合法」の国会での徹底した議論と、速やかなる制定を求める意見書を、政府及び関係行政官庁あてに御提出いただきたくお願い申し上げます。